

浦安音楽ホール利用案内

平成29年5月19日更新

目次

▶ 施設紹介	P 2
▶ 基本情報	P 3
○開館時間	
○窓口時間	
○休館日	
○使用できる活動	
○使用時間帯	
○施設を連続使用できる期間	
▶ 使用登録	P 5
▶ 使用申請について	P 6
○使用登録／使用申請受付時間	
○申請件数の制限（スタジオC・D・Eのみ）	
○受付期間	
○優先申請期間	
▶ 優先使用の対象	P 7
▶ 使用申請の流れ	P 8
○使用申請	
○使用承認	
○施設使用料の納入	
▶ 使用の取消	P 10
▶ 使用料（施設使用料および付属設備）	P 11
▶ 使用時間の延長（超過）・繰り上げ	P 12
▶ お願い／注意事項／禁止事項	P 13
▶ 別添資料：使用料について	

施設紹介

施設名	面積/寸法	定員数/ 客席数	特徴	備考
コンサート ホール	舞台寸法 幅12.6m× 奥行7.0m	客席数 303席(固 定席、車 いす席3 席含む)	音響を重視しクラシックを中心と した生音を楽しめる音楽専用ホー ルです。	○無料附属設備 ・楽屋(4名程度収容×2、 10名程度収容×2) ・楽屋事務室 ○有料附属設備 ・フルコンサートピアノ (スタインウェイD274) ・フルコンサートピアノ (ヤマハCFX) ・音響・照明設備 等
ハーモニー ホール	ホール 寸法 幅× 約11.0m 奥行× 7.0m 天井高× 5.5m	客席数 201席(可 動席、車 いす席1 席含む)	多様な催事の開催が可能な多機能 ホールです。移動観覧席で平土間形 式としても利用いただけます。生音 のコンサートはもちろんのこと、電 気楽器を使用したコンサート、古典 芸能、講演会、演劇、ダンス、落語、 展示、展覧会等に利用いただけま す。	○無料附属設備 ・楽屋2部屋 (各12名程度) ・楽屋事務室 ・ロールバックチェア ○有料附属設備 ・仮設舞台 ・音響・照明設備 等
スタジオA	面積91㎡	定員65名	コンサートホールの舞台と同等の 広さで、リハーサル利用やミニコン サート等に便利です。	○有料附属設備 グランドピアノ (ヤマハC7X) 等
スタジオB	面積32㎡	定員20名	練習からミニコンサートまで、幅広 く音楽を楽しむためのスタジオで す。	○有料附属設備 グランドピアノ (ヤマハC5X) 等
スタジオC	面積22㎡	定員8名	生音での楽器練習に便利なスタジ オです。	○有料附属設備 グランドピアノ (ヤマハC3X) 等
スタジオD	面積16㎡	定員7名	遮音性が高く、生音の楽器練習のみ ならず、電気楽器の練習にもご利用 いただけます。	○有料附属設備 アップライトピアノ (ヤマハYUS1) 等
スタジオE	面積18㎡	定員5名	電気楽器用の設備が充実しており、 練習利用に便利なスタジオです。	○有料附属設備 ・デジタルピアノ ・ドラムセット 等

基本情報

- **開館時間**

午前9時～午後10時

- **窓口時間**

午前9時～午後9時

使用登録申請、更新、取消、使用料のお支払いができます。

- **休館日**

・ 毎月の第2火曜日及び第4火曜日（祝日の場合は開館）

・ 12月29日から翌年の1月3日

ホール主催・共催事業、設備点検保守などのためにご利用になれない日もあります。

- **使用できる活動**

各貸室の利用用途については、「施設紹介」の項をご覧ください。

- **使用時間帯**

貸出時間は、次のとおりとなります。

① コンサートホール、ハーモニーホール、スタジオA

午前	午前9時から午前12時
午後	午後1時から午後5時
夜間	午後6時から午後10時
午前＋午後	午前9時から午後5時
午後＋夜間	午後1時から午後10時
全日	午前9時から午後10時

② スタジオB～スタジオE

1時間単位の貸し出し（午前9時～午後10時）

使用時間には、準備から片付けまでの時間が含まれています。

施設への入室は、使用承認書に記載された時間からとなります。

次に使用される方のため、現状復帰後、鍵は使用終了時間までにご返却ください。

● **施設を連続使用できる期間**

連続使用とは、日にちを連続して使用することを指します。

※ 連続使用期間中にある休館日は、連続使用に含みません。

- ① コンサートホール、ハーモニーホール及びスタジオA 5日間
- ② スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオE 2日間

例 コンサートホールの場合

(1) WとXについては、連続使用となります。

(2) YとZについては、連続使用となりませんので、準備と後片付けをその都度行っていただくことになります。

日付	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
午前		W	W	W	休館日	W	X			Y				
午後	W	W	W	W		W	X		Y	Y		Z		
夜間	W	W	W	W		X	X						Z	

例 スタジオBの場合

(1) WとXについては、連続使用となります。

(2) YとZについては、連続使用となりませんので、準備と後片付けをその都度行っていただくことになります。

日付	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
午前					休館日	W		X		Y				Z
午後									Y					
夜間				W			X					Z		

使用登録

音楽ホールを使用するには、あらかじめ窓口にて「浦安音楽ホール使用登録証（第2号様式）」の交付を受ける必要があります。団体（2名以上）もしくは個人で登録が可能です。登録は1団体（1個人）につき1登録となります。

※同一グループにも関わらず、会員・参加者が複数で登録することはできません。

● ご記入いただく書類

- ・ 「浦安音楽ホール使用登録申請書」（第1号様式）
氏名・住所・連絡先・使用目的・インターネット申請の際に利用する暗証番号をご記入いただきます。
- ・ （申請者が未成年の場合）「保護者同意書」
- ・ （団体登録で、団体の所在を証明する規約等がない場合）「団体概要」
代表者の方のご住所、団体の構成員の氏名をご記入いただきます。

● ご提示いただく書類

- ・ （個人登録の場合）ご本人の住所が分かる公的な証明書
- ・ （団体登録の場合）団体の名称・住所が分かる書類、および代表者の身分証明書
- ・ （団体登録で、法人の場合）団体の名称・住所が分かる書類、および申請者が法人の一員であることがわかる書類（名刺・社員証など）
- ・ （興行での優先申請をご希望の場合）これまでの興行実施の実績が分かる書類
※ 興行の実績の書類は使用申請の際のご提示でもかまいませんが、優先申請対象の申請の前に確認させていただきます。

● 注意事項

- ・ 個人で登録した場合は、同伴者と一緒に施設を使用することはできません。
- ・ 団体登録の場合に、活動拠点（公民館等）を団体の所在地とすることはできません。

● 有効期限・更新・内容変更

- ・ 登録証の有効期限は、登録の日から起算して1年です。
- ・ 更新の際、申請書の記載事項に変更があった際、または紛失等の際は、浦安音楽ホール窓口にて改めて申請書を提出ください。登録番号は引き継ぐことが可能です。
- ・ 更新の手続きは、有効期限の1か月前から行えます（期限が過ぎた後でも更新は可能です）。現在使われている登録証、および登録時と同様の書類をお持ちください。

使用申請について

● 使用登録・使用申請受付時間

全ての貸室の空き状況については、浦安市公共施設予約システム上で閲覧が可能です。

- ・ 浦安音楽ホール窓口（午前9時～午後9時）
- ・ 浦安市公共施設予約システム（午前8時45分～午後11時）
※スタジオC・D・Eのみ（使用当日の申請はシステム上ではできません）

電話やFAXでの使用登録・使用申請はできません。

● 使用件数の制限（スタジオC・D・Eのみ）

スタジオC・D・Eについては、一つの登録証で使用申請ができるのは4件までです。

1件とは、「1日の中における使用（貸室の数は問わない）」を指します。

例) スタジオCとスタジオEを1時間使う場合：1件

スタジオDを同日の2時間使用：1件

スタジオEを2日間使用：2件

スタジオCを2時間、翌々日に3時間使用：2件

制限数に達するまで申請をした場合は新たな申請はできませんので、予約システムで申請を行おうとする場合はエラーメッセージが表示されます。1件分の使用が終わりましたら、改めて申請が可能となります。

● 受付期間

施設名	申請期間
コンサートホール	使用日の11か月前の初日から使用日の14日前まで
ハーモニーホール	使用日の6か月前の初日から使用日の14日前まで
スタジオA・B	使用日の5か月前の初日から使用日まで
スタジオC・D・E	使用日の2か月前の初日から使用日まで（先着順）

※申請は、申請順に受け付けします。ただし、申請が同時にあった場合は抽選となります。抽選となった場合の使用申請は、連続使用期間の日数の範囲内の1件までです。

※2以上の施設を使用しようとする場合は、それらの施設の申請期間の初日のうち最も早い日の施設の申請期間をもってそれらの施設の申請期間とします。

※申請を受け付ける初日又は最終日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日を申請の日とします。

● **優先申請期間**

施設名	使用目的および使用主体	優先申請期間
コンサートホール	音楽鑑賞の機会提供を目的とした興行及びそのリハーサル使用	使用日の13か月前の初日から末日まで
	本市の市民が音楽の発表会等で使用	使用日の12か月前の初日から末日まで
ハーモニーホール	本市の市民が使用	使用日の7か月前の初日から末日まで
スタジオA・B	本市の市民が使用	使用日の6か月前の初日から末日まで

※優先申請については、優先申請期間の初日に抽選会を行います。公開抽選以降の1か月間については申請順に受け付けます。

優先使用の対象（コンサートホール）

- 「音楽鑑賞の機会提供を目的とした興行」とは、次のすべてに該当する場合となります。
 - ・ 業としているものが開催する事業である
 - ・ 音楽の鑑賞の提供を目的とする
 - ・ 一般の聴衆を対象とする（会員のみを対象とする催しは興行に含めません）
 - ・ 入場料の発生する公演である
 - ・ 一般に向けたチケットの販売がある
- 「本市の市民が音楽の発表会等で使用」とは、次のすべてに該当する場合となります。
 - ・ 施設使用者（使用登録証）の住所が浦安市内であること
 - ・ 内容が音楽の発表会や演奏会などであること（入場料の有無は問いません）

優先使用の対象（ハーモニーホール・スタジオA・B）

- 「本市の市民が使用」とは、次に該当する場合となります。
 - ・ 施設使用者（使用登録証）の住所が浦安市内であること

使用申請の流れ

① コンサートホール・ハーモニーホール・スタジオA・スタジオB



② スタジオC・スタジオD・スタジオE



1 使用申請 (コンサートホール、ハーモニーホール、スタジオA・B)

● 抽選による使用申請

優先予約者（P7）を対象に、コンサートホール（興行）は使用日の13か月先の1か月分、コンサートホール（市民）は使用日の12か月先の1か月分、ハーモニーホール（市民）は使用日の7か月先の1か月分、スタジオA・B（市民）は使用日の6か月先の1か月分の使用申請抽選会を毎月第一開館日に実施します。

また、優先申請期間以外については、コンサートホールは使用日の11か月先の1か月分、ハーモニーホールは使用日の6か月前の先の1か月分、スタジオA・Bは使用日の5か月先の1か月分を申請順に受け付けしますが、申請が同時にあった場合は抽選会となります。

◇抽選会参加申請

1団体につき申請は1件となります。

抽選参加受付	コンサートホール・ハーモニーホール 午前9時～午前9時45分 スタジオA・スタジオB 午後1時～午後1時45分
受付場所	5階運営事務室前
受付方法	浦安音楽ホール使用承認申請書（第3号様式）をご記入ください。

◇抽選会開始 午前10時／午後2時 より

予備抽選	本抽選の順番を決める予備抽選を行います。
本抽選	予備抽選の結果により、本抽選を行います。
使用の承認	本抽選終了後、請求書を発行いたします。

※ 時間および場所が変更になる場合がございますので、ご了承ください。

※ 使用目的により申請ができない場合もございますので、事前にご相談ください。

- ※ 取り消すことを前提とした複数の申請はできません。団体構成員が重複しての抽選参加など、不正があった際は、利用を取り消す場合があります。
- ※ 必ず抽選会の前日までに使用登録を行ってください。

- **随時申請**

抽選後、空きがある場合は随時申請が可能です。ただし、開館時点に同時に申し込みがあった場合は公開で抽選を行います。

施設の空き情報は、浦安市公共施設予約システムで随時確認できます。

2 使用申請（スタジオC・D・E）

毎月初日の開館日より、先着順で申請を受け付けます。

- ・ 浦安市公共施設予約システム（午前8時45分～午後11時）
- ・ 浦安音楽ホール窓口（午前9時～午後9時）

施設の空き情報は、「浦安市公共施設予約システム」で随時確認が可能です。

※ 附属設備の申請はシステム上で行うことはできません。

3 使用申請受付

「浦安音楽ホール使用承認申請書（第3号様式）」をご提出いただき、指定管理者が内容を確認いたします。

※コンサートホール、ハーモニーホール、スタジオA・Bを「興行」または「発表会」等の目的で使用する場合、申請書に「浦安音楽ホール使用計画書（第4号様式）」を添える必要があります。

使用承認の取消・使用の制限について

次の場合には、施設の使用承認はできませんのでご了承ください。

- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき
- ・ 音楽ホールの施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になるとき
- ・ 音楽ホールの管理上支障があると認められるとき
- ・ その他指定管理者が適当でないと認めるとき

また、偽りその他不正の手段により使用承認を受けた場合、使用承認の取り消しをすることがあります。

使用承認を受けたホールの使用权を譲渡・転貸することはできません。

4 施設使用料の納入

- **コンサートホール、ハーモニーホール**
使用申請を受け付けた日から起算して14日以内に、施設使用料全額を指定の口座へお振り込みいただくか、窓口にてお支払いください。
 - **スタジオA・B**
使用申請を受け付けた日に、施設使用料全額を窓口にてお支払いください。
 - **スタジオC・D・E**
使用申請を受け付けた日から起算して7日以内又は使用日のいずれか早い日までに、施設使用料全額を指定の口座へお振り込みいただくか、窓口にてお支払いください。
- ※ 使用料は前納となります。
- ※ 指定口座への振込の場合、手数料は使用者負担となります。
- ※ 期日まで使用料の納入がない場合、使用取消扱いとなります。
- ※ 附属設備使用料および施設の追加・延長により発生した追加料金（P12「使用時間の延長（超過）・繰り上げ」参照）については、金額が確定した時点でお支払いください。

使用の取消

施設を使用しなくなった場合は、「浦安音楽ホール使用取消し申出書（第6号様式）」を提出ください。また、スタジオC・D・Eについては、システム上でご自身により取消しの手続きができます。

- ※ ただし、使用料還付の手続きは窓口のみで受け付けます。
- ※ 取消の手続きを行わない場合、仮に当日の使用を行わなかった場合においても使用料金を支払う義務が発生します（還付の場合を除く）。必ず手続きをお願いします。
- ※ ホールと併せてスタジオ等を予約した後にホールのみをキャンセルし、スタジオのみを使用すること等はできません。その場合は、新たにスタジオの使用申請が必要となりますので、ご了承ください。

申請後に浦安音楽ホールの使用を取り消す場合の施設使用料の還付規定は次のとおりです。

【使用者の責めに帰すことのできない理由により音楽ホールの使用ができなくなった場合】 全額 ※ただし、催事の中止にかかる損害に関しては、その責任を負いかねます。
--

【使用日から起算して90日前までに使用の取消しを申し出た場合】 既納の使用料の5割に相当する額
--

使用料の還付を受ける際は、窓口にて「浦安音楽ホール使用料還付申請書(第8号様式)」を記入いただきます。その際、「浦安音楽ホール使用承認書」、および使用料を納付したことを証する書面の2点をご提出ください。

※ 申請後の使用日時の変更はできません。別の使用日を設定する場合は、既に申請されている分の使用取消を行ったうえ、新たな申請が必要となります。

使用料（施設使用料および附属設備）

使用料（施設使用料および附属設備）は、別紙のとおりです。

※リハーサル料金

本番でご利用されるコンサートホールを、本番当日以前の日（1日に限る）に仕込み・リハーサルでご利用される場合は、リハーサル料金が適用となり、施設使用料が通常の50%となります。（附属設備についてはリハーサル料金は適用されません。）

～注意～

- ・ 本番使用を伴わない練習でのご利用は通常料金となります。
- ・ リハーサル料金は、コンサートホールのみ適用となります。その他の施設は適用されません。
- ・ リハーサルでのご使用の場合、客席は使用できません。

使用時間の延長（超過）・繰り上げ

やむを得ず、ホールやスタジオの使用が承認時間内に終了しない場合（延長）、また準備が間に合わず、使用開始時間前に入室する際には（繰り上げ）、使用時間の前後1時間を超えない範囲で申請することができます。

なお、開館時間全体の変更はできませんので、主催者の方以外は使用承認時間内の入室・入館および退室・退館をお願いします。

※ 使用時間延長もしくは繰り上げのお申込みは窓口のみとなっております。ホール担当者と打合せを行った上で申請してください。

※ 使用時間延長もしくは繰り上げの使用ができない場合もありますので、ご了承ください。

使用時間延長の超過料金

● コンサートホール・ハーモニーホール・スタジオA

使用単位料金を使用時間で割った、1時間あたりの料金に130%を掛けた料金です。

使用単位	計算方法
午 前	延長または繰り上げ料金 = (使用料金 ÷ 3 (時間)) × 130%
午 後	延長または繰り上げ料金 = (使用料金 ÷ 4 (時間)) × 130%
夜 間	延長または繰り上げ料金 = (使用料金 ÷ 4 (時間)) × 130%

例) コンサートホールで入場料を徴収しない場合で平日の午前9時から午前12時までの使用

承認を受けたが、午後1時まで使用した場合

○延長料金

$7,450円 \div 3時間 \times 130\% = 3,228円 \Rightarrow 10円未満切り捨てのため、3,220円$

● スタジオB・C・D・E

使用単位	計算方法
1時間	延長または繰り上げ料金 = (使用料金) × 130%

不可抗力・有事による使用の中止

不測の事故や災害など不可抗力の事態が発生した場合、安全管理上、災害時の規模や施設・設備の状況により主催者の方と協議を行い、使用継続が困難（危険）と判断した場合は使用中止とする場合があります。

また、有事の際にも催し物を一時中断もしくは中止させていただくことがあります（避難の際には係員の指示に従ってください）。

この場合、お支払い済みの使用料金については全額ご返金いたしますが、催し物中止に伴って発生しました損害につきましては、その責任を負いかねますので、ご了承ください。

お願い・注意事項・禁止事項

浦安音楽ホールでは、すべての皆様に気持よくご使用いただけるよう管理運営を行っております。

施設をご使用いただくにあたり、皆様へ下記「お願い事項・注意事項・禁止事項」をご確認いただきます様お願いいたします。

1 お願い事項・注意事項

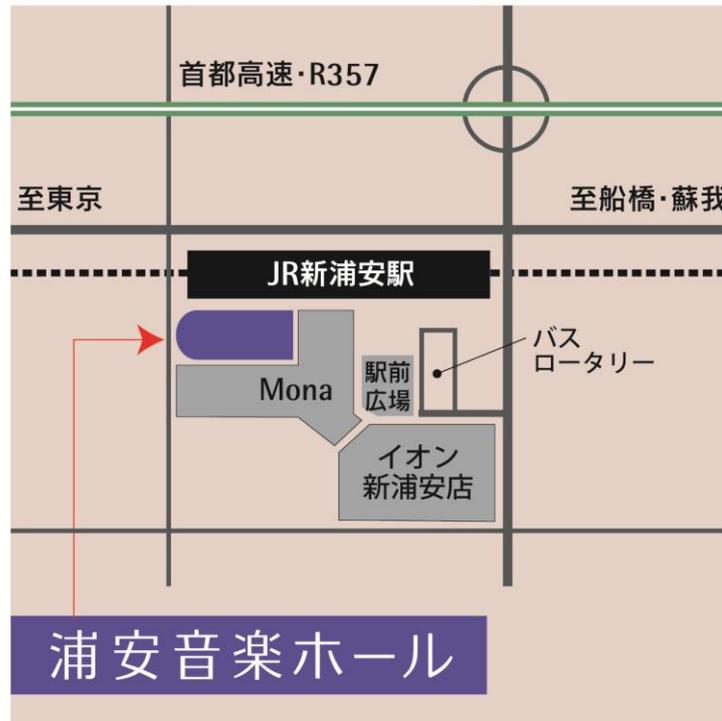
- 貸室内での飲食は原則としてご遠慮いただいております。飲み物などはロビー・ホワイエにてお願いいたします。
- コンサートホール、ハーモニーホールを使用する場合、またスタジオA・Bを興行や発表会で使用する場合は、使用の1か月前までにホール担当者と打合せをお願いいたします。
- 催事に付随した物品販売を行う際は事前に許可を得る必要があります。ホール打合せの際にご連絡ください。
- コンサートホール/ハーモニーホールの使用にあたっては、ホール所属の舞台・照明・音響の技術スタッフが対応します。催事の内容により、ホール所定の人員では不足と判断される場合、増員も可能です（別途費用をいただきます）。
- 入場者の整理や案内・もぎり・避難誘導・影アナウンスなど、催事の開催に必要な要員については主催者側で手配をお願いいたします。（別途費用をいただき、ホールで対応することも可能です。）
- 消防法上、定員を超えた人数の入場はできません。入場券、整理券の配布の際はご注意ください。

- 関係各官公署への届け出：事前に確認のうえ、必要なお手続きをお願いします。
例）禁止行為解除届（消防）、行事届、集会届等（警察）、著作権 等
- 搬入については、ホール担当者よりご案内します。
- ホールにおける舞台・椅子・展示作品等の設営・陳列・後片付けにつきましては、原則として使用者で行っていただきます。
- 使用前のピアノの調律は実費となりますので、ホール担当者へご相談ください。
- 施設共通の備品については、他の使用者が使用している場合もあり、貸出しができないこともありますので、ご了承ください。
- 使用に際して、持ち込まれた物品やごみはすべてお持ち帰りください。
- ごみはすべてお持ち帰りください。備え付けの茶器などを使用された場合は、洗ってから元の場所へお戻しください。
- 茶葉、事務用品、ごみ袋、舞台用テープ等は、主催者の方へのご用意をお願いします。
- 他の使用者の方のご迷惑になりますので、使用している部屋の外では演奏や練習は行わないでください。
- 貴重品につきましては、お客様ご自身での管理をお願いします。
- 楽屋の管理は、主催者の責任において行ってください。盗難等の責任については一切負いかねます。
- 本利用案内等遵守事項の内容は、使用する方が関係者へ周知徹底して下さい。
- 使用者が施設等に損害を生じさせたときは、その損害を弁償していただきます。
- 利用案内に掲載する事項、およびホール担当者の指示に従っていただけない場合、使用の取消又は中止を求める場合があります。その際、使用料の返金や振替使用等は受けません。また、今後の使用についてもお断りさせていただく場合があります。
- 施設内で生じた怪我その他の事故について、当施設に故意又は重過失がない限り、責任は負いません。利用者同士の施設内外でのトラブルについても同様とします。
- 利用案内等について、当施設が必要であると認めるときは、利用者に事前の通告を行うことなく、いつでも利用案内の内容を変更し、新たな条項を追加できることとします。
- ホール専用の駐車場はありません。公共の交通機関でのご来館をお願いいたします。

2 禁止事項

- 本ホール内は全館禁煙です。
- 物品及び展示物等の販売（直接販売、契約、勧誘等を含む）などを主目的とした使用はできません。
- 講師または法人が主催者となり、浦安音楽ホールを拠点とする活動及び継続的な教室事業を展開することはできません。
- 収容人員（定員）を超えて使用することはできません。

- 所定場所以外では、ポスター掲示、チラシ等の配布はできません。（新浦安TKビルディング内を含む）
- 火気の使用はできません。
- 動物（盲導犬・聴導犬・介助犬を除く）や危険物の持ち込みはできません。



交通アクセス

●電車をご利用の場合

- ・JR京葉線「新浦安駅」南口下車徒歩約1分
- ・東京メトロ東西線「浦安駅」下車バス約15分

●バスをご利用の場合

- ・東京ベイシティ交通 系統②今川線「新浦安駅北口」下車
- ・おさんぽバス 医療センター線「新浦安駅」下車

【お問い合わせ】

浦安音楽ホール

〒279-0012 千葉県浦安市入船一丁目6番1号

TEL : 047-382-3035 FAX : 047-382-3036

E-mail : info@urayasu-concerthall.jp